

# 学校いじめ防止基本方針

(平成26年4月策定、平成30年1月改定)

愛媛県立南宇和高等学校

## 1 本校の基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「真知」高い知性と温かい心を持つ人間になろう、「闊達」体力と気力を鍛え強い心を持つ人間になろう、「創造」新しいものを創り出す柔らかさと豊かな心を持つ人間になろうという3つの校訓を掲げ、心身ともに健康な生徒の育成に努めている。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともにいじめ抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的及び物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、未然防止を図らなければならない。以下は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ・いじめはいったん解消しても、再発したり、くり返されたりする場合がある
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体になって取り組むべき問題である

### 3 指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制 **(実態に合わせて活動内容を改定)**

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的かつ計画的に取り組むとともに、地域や保護者と連携しながら総合的にいじめ対策を推進する必要がある。

月	活動内容	月	活動内容
4月	面接週間 教職員人権・同和教育委員会	10月	面接週間
5月	<u>スクールライフアドバイザーによる 新入生一斉面談（6月まで）</u>	11月	人権・同和教育ホームルーム活動 学校生活に関するアンケート
6月	人権・同和教育ホームルーム活動 学校生活に関するアンケート 教職員人権・同和教育研修会	12月	<u>人権集会</u> 保護者懇談会
7月	保護者懇談会 いじめ問題対策委員会	1月	
8月	<u>P T A校外巡視</u>	2月	人権・同和教育ホームルーム活動 <u>学校生活に関するアンケート</u>
9月	<u>学校生活に関するアンケート</u> 面接週間	3月	いじめ問題対策委員会

○人権だより・教育相談だよりの定期的な発行  
○地域の人権・同和教育研修会への参加

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、教職員が一人抱え込まず、学校全体で対応することが大切である。校長がいじめ問題対策委員会を開催し、情報の収集と共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとることとする。

### 4 いじめの防止

いじめ問題においては「いじめが起こらない学校」となるよう、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るのである」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。未然防止のための具体的取組は次の通りである。

- (1) 学業指導・特別活動・道徳教育の充実
- (2) 教育相談体制の充実
- (3) 校内体制の確立
- (4) 人権教育の充実
- (5) 人権だよりや教育相談だより等の各種通信による啓発
- (6) 関係機関（児童相談所・警察等）の協力による講演会の実施
- (7) 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動）を通じた豊かな心の育成
- (8) 保護者・地域との密接な連携による迅速な状況把握と情報共有

### 5 いじめの早期発見

- (1) 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
- (2) 家庭との連携及び協力関係の構築
- (3) 学校生活に関するアンケートの実施（年3回以上）
- (4) 個人面談の実施（学校生活に関するアンケート結果の活用）
- (5) 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察
- (6) スクールライフアドバイザーによる生徒との一斉面談

## 6 いじめへの対応

### (1) 被害生徒への対応

事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。また、自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮し、必ず解決できる希望が持てることを伝える。

### (2) 加害生徒への対応

「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、被害にあった生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、事の重大さを認識させる。また、加害行為に至った心情については十分に本人からの話を聞き、毅然とした対応をとると同時に、成長支援の観点からいじめに向かわない態度や能力の育成等、粘り強い指導を行う。3か月程度を目安にその後の生活状況を観察し、いじめを再発させないよう努める。

### (3) 関係集団への対応

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。また、当事者の問題だけにとどめず、ホームルーム及び学年、学校全体の問題として考え、生徒一人ひとりがいじめの傍観者とならないよう適切な行動に努め、自他の存在や違いを認め合い、尊重し合える態度を養う。

### (4) 保護者への対応

#### ア 被害生徒の保護者に対して

発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。学校指導方針を伝え、今後の対応について協議する。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。家庭における生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### イ 加害生徒の保護者に対して

正確な事実関係を説明し、被害生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### (5) 関係機関との連携

#### ア 愛媛県教育委員会「愛媛県いじめ問題対策本部会議」との連携

- ・ 関係生徒への支援と指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

#### イ 愛南警察署生活安全課との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

#### ウ 福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導と助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

#### エ 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療と指導、助言

## 7 インターネットいじめへの対応

### (1) インターネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなど、インターネット上で行われるのがインターネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) インターネットいじめの予防

生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを勧める。インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報流出するといったインターネット特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持たせる。

また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」やホームルーム活動等あらゆる機会を捉えて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識と能力を学習する機会を設ける。

### (3) インターネットいじめへの対処

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認しその箇所を印刷、保存するとともに、いじめ問題対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込み削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒や保護者の精神的ケアに努める。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて愛媛県教育委員会人権教育課や愛南警察署等、外部機関と連携して対応する。なお、該当生徒がこのことを知らずにいるような場合や、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、不適切な行為を行った生徒に対する指導については適宜対応する。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、愛媛県教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## いじめ問題の組織的対応

